

二つの類型が混在する中小企業の粉飾決算への対応とその課題

A-1の活用には、信用リスクと粉飾リスクとの関係整理も不可欠

中小企業の粉飾決算が注目を浴びている。きっかけの一つが2023年7月のペアリング専門商社「堀正工業」の破綻だ。本来、融資の判断を行う際の重要な情報源の一つとして「決算書」を位置付ける金融機関にとつて、粉飾決算は自らの融資判断の妥当性を揺るがす重大な問題であり、税務当局にとつても税金を捕捉する上で看過できない問題といえる。一方で、中小企業の場合、粉飾決算の定義が必ずしも明確でないこともあり、この問題を解消するのは一筋縄ではいかない。本稿では、中小企業の会計基準の適用状況を確認するとともに、中小企業の粉飾決算について、一般的な粉飾事案と、複数の決算書を作成する粉飾事案の2パターンに分け、それぞれで取るべき対応策と、人工知能（A-1）活用に向けた課題について概観する。

立教大学大学院

人工知能科学研究科

客員教授 前田 順一郎

リポーン 代表

（日本リスク・データ・バンク
シニアフェロー）

尾藤 剛

中小企業の粉飾決算とは何か

日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」には、「財務諸表の虚偽表示は、不正

又は誤謬から生ずる」とあり、「不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用がある」と記載されている。また、同報告書上「不正」とは、「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的である」も

のとされており、粉飾決算とは「財務諸表に意図的な虚偽表示を伴う財務報告」のことといえる。もっとも、これらの定義は、財務諸表監査が求められる上場企業や大企業を前提としたもの

である。上場企業や大企業の場合には公認会計士や監査法人の会計監査が必要であり（注1）、日本基準を適用している際には、企業会計基準委員会（ASBJ）が定める企業会計基準の順守が求められる。

一方、非上場の中小企業には会計監査の法的義務がなく、特に小企業や零細企業の場合、顧問税理士が会計関連のコンプライアンス分野を担うことも多い。しかも本来、粉飾決算の議論をする際には、中小企業に対しても何らかの会計基準に照らして検討する必要があるが、中小企業が従うべき会計基準は明確でない。結果として、実務上は、会計基準の厳格な適用が意識されないままだ。

粉飾と判定について 中小企業会計の難しさ

このように会計基準が明確でない以上、中小企業の粉飾決算を定義すること自体も容易でない。また、一口に中小企業といっても大企業に近い規模の中堅企業から零細企業まで千差万別である。以下では、税務対応を優先するような大多数の中小企業を前提に議論したい。

まず、中小企業の粉飾決算には、次の二つの類型が混在していると考えられる。

●**類型1** 税務申告の基礎となった決算書が、法人税法の求め

る基準に反しているもの

●**類型2** 税務申告の基礎となった決算書と異なる決算書を複数作成し、使い分けているもの

法人税法上、課税所得は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(「公正処理基準」)に従って計算する旨が定められている。類型1は決算書が当該基準に反しているものだ。だが、もともと「公正処理基準」の意味自体が明確でない。特に多くの中小企業は、ASBJが定める会計基準を完全には適用していない点に留意する必要がある(注2)。例えば、金融商品会計、退職給付会計、税効果会計などの会計基準は、税額計算に影響しないことから、中小企業が適用していないことも多い。しかし、これら大企業向けの会計基準を中小企業が適用していないことをもって、即座に粉飾決算と決め付けるのはやや乱暴な話といえる。

さらに、中小企業の決算で注意しなければならないのが、利益の過大計上については寛容な税理士の姿勢だ。税務当局もその点をほとんど指摘しない。例

えば、零細企業や小企業が赤字決算を避けるため、固定資産の減価償却費を計上しないことがあるが、許容する税理士も散見される。これを粉飾といえるかどうかは微妙なところだろう。

一方で、預金や借入金の実際の残高と帳簿との不一致や根拠のない売上げ、人件費、賃借料、経費などの計上は問題であり、こうした処理が意図的に行われた場合には粉飾決算といつてよいはずだ。このような論点は、税額計算に影響が及ぶ限り、税理士も内容を確認していると思われるが、共謀や見落としなどのリスクは当然生じ得る。また、そもそもこうした処理にかかわらず赤字決算であることや繰越欠損金が存在することで税額がゼロとなる場合には、税理士もそれほど慎重に確認しない可能性がある。こうしたケースも粉飾決算に含まるべきなのか否かは判断しづらい。いずれにしても中小企業の粉飾決算の定義には議論の余地が残る。

実は多い複数の決算書の使い分け

通常、企業にとって、法人税を支払う税務当局に対しては利益を小さく見せる方が有利だが、融資をもらう金融機関に対しては利益を大きく見せる方が有利となる。税務上のインセンティブと資金調達上のインセンティブにそれぞれ異なる方向のベクトルが働くことで、両者が相互に歯止めとなり、利益は一定の合理的な水準に落ち着く。こうした前提に基づき、調和が維持されているのも中小企業会計の特徴といえる。

●**類型2**は、この調和を根本から破壊する粉飾決算である。中小企業の粉飾決算の中には、税務申告の基礎として使用する決算書とは異なる決算書を金融機関に提出しているケースが見られる。会計監査を受ける義務のある大企業の場合、内部統制の適切な構築が求められるとともに、上場企業であれば有価証券報告書の中で決算書を公開することになっている。そのため、類型2は中小企業固有のものといえよう(注3)。

このタイプの多くは、税務署に提出した決算書では利益を抑え

る一方で、金融機関に提出した決算書では利益を大きく計上するような操作によるものだ。借入金など債務の額を操作することもあり、法的に悪質性の高い詐欺行為に該当するケースも少なくない。堀正工業や、24年9月30日に会社更生開始決定を受けた環境経営総合研究所なども類型2の典型例（またはその類似例）といえよう。

この類型への対策は極めてシンプルで、税務署に提出した決算書を厳格に確認するのが基本だ。そのために、まずは確定申告書の写しを求めることが有効な手段といえる。ただし、写し自体が改竄されるリスクもある。そのため、決算書付きの確定申告書データを顧問税理士から直接Eメールで受け取る、あるいは税理士をCCに入れておくだけでも一定の抑止力が期待できよう。もっとも、税理士が共謀するリスクも存在することには留意が必要だ。

制度的な対応が必要になるものの、世界中で進展する税務行政DXも有力な解決策となり得る。例えばノルウェーは、税務

署から金融機関に対して融資に必要となる情報を直接共有するシステムを導入している（注4）。わが国でもこれが実現すれば、税理士が会社と共謀するリスクは軽減するだろう。

従来の中小企業の粉飾決算の議論では、これら二つの類型が必ずしも明確に区別されていなかったが、両者は根本的に性質を異にする。少なくとも、税務申告と異なる決算書が金融機関に提出される類型2の粉飾決算の場合、税理士の活用や税務行政のDXなどによって解決を目指すべきものだろう。

AIによる粉飾検知を 行つたものの二つの課題

昨今の金融機関は、ソリューション提案やコンサルティングなどさまざまな目的で決算書を活用している。ただ、粉飾決算の問題が金融機関のビジネスの中で最も多大な影響を及ぼすとしたら、それは依然として融資分野だろう。

伝統的な融資業務では、長年にわたって決算書分析を行っているが、1990年代以降は大

量の決算書をデータベース化して決算書を評価する「信用スコアリングモデル」が広く活用されるようになってきている。一方で、あらためて粉飾決算が注目を浴びるなか、こうしたデータやノウハウをもとに粉飾リスクをあえて外出しして、粉飾が疑われる決算書を人工知能（AI）によって検知する試みも見られる。

こうしたAIを開発する際の課題について、本稿では、これまでの議論を踏まえて次の3点を指摘しておきたい。

一つ目は、大企業と中小企業の違いだ。もともと両者には会計監査の有無や会計基準の適用実務に大きな違いがある。機械学習では本来、こうした違いをもとにグループ分けをした上で、それぞれに相応の学習データ量を用意する必要がある。

二つ目は粉飾決算の定義についてだ。例えば、前述の類型1だけを粉飾決算とするのか、利益の過大計上を対象とするならば何を過大とするのか、そもそも大企業の基準に合わせるのか。会計基準の適用が不完全な中小企業会計を「粉飾」「非粉飾」

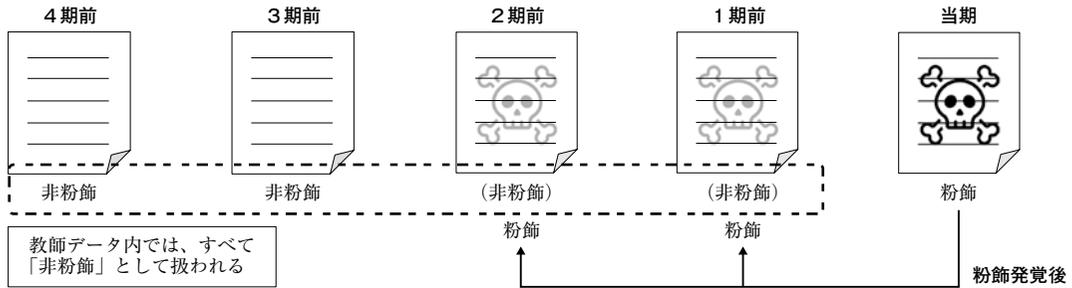
に区分するためには、何らかの具体的な基準による定義付けとその定義に沿ったデータの準備が欠かせない。

三つ目は教師データの問題だ（図表）。すでに融資で活用しているスコアリングモデルの場合、例えば教師データを「1年以内の貸し倒れの有無」とすることでデータを確定することになる。一方で、粉飾決算の場合、発覚すると過去の決算書にさかのぼって適用する必要があるが、粉飾と非粉飾を区別するデータをどの時点で作成するかについては、本来粉飾に分類すべきサンプルが非粉飾のグループに混入するリスクは避けられない。

中小企業における粉飾 決算への向き合い方

金融機関の信用リスク管理業務では、AIによるスコアリングモデルの導入が進んでいるが、貸し倒れ排除のために把握すべき信用リスクの中には、粉飾リスクも含まれている。実際、粉飾リスクのうち貸し倒れとの関連が深いものについては、これをスコアリングモデルの説明

〔図表〕 粉飾決算が発覚後にさかのぼって確定した事例（粉飾開始から2年後に発覚した場合）



（出所） 筆者作成

変数に用いるケースがしばしば見られる。このことは裏を返せば、スコアリングモデルが貸し倒れ排除という本来の目的を追求したことで、こうした粉飾検知的な説明変数が採用されるようになったともいえる。例えば、流動資産全体に占める雑勘定（現預金、売掛金、棚卸資産等の主要科目以外の流動資産勘定）の金額割合を表す「その他流動資産比率」は、特定の粉飾決算の外形的特徴を捉えられ、スコアリングモデルに用いられやすい説明変数の一つである。

しかし、だからといってスコアリングモデルで粉飾決算自体を検知できるわけではない。あくまでも金融機関の融資審査の最終的な目的は粉飾決算の検知ではなく、健全な融資の意思決定、端的に言えば貸し倒れの排除である。粉飾決算の事例の注目度が高まったとはいえず、スコアリングモデルでAIを活用するに当たり、粉飾リスクの高さは信用リスクが高い債務者の特徴の一つに過ぎないことをあらためて肝に銘じておくべきだ。

金融機関においては、倒産予知や事業性評価等にとどまらず、多くの業務でAIの活用が当たり前になってきている。そして、AIを巡る議論の関心は、その活用の範囲の拡大から、活用による成果の拡大へと移りつつある。AI活用の成果の最大化のためには、データの正しい整理とデータの特性に対する適切な理解が欠かせない。

（注）1 具体的には、上場企業および会社法上の大会社（最終事業年度において資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社）などに法定監査の義務がある。仮に金融機関から見ると粉飾リスクが無視できないと判断する場合、債務者に対して任意に会計監査を求め、その有力な解決策の一つである。

2 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体が連名で「中小企業の会計に関する指針」を公表し、更新し続けているが、これはあくまでも「指針」であり、中小企業が変わらなければならない「基準」

まただ じゅんいちろう
 東京大学経済学部卒。マンチェスター大学MBA。都市銀行勤務を経て、監査法人に入所。米国KPMG、国土交通省を経て独立。現在は日本公共コンサルテイング代表取締役、日本公認会計士協会主任研究員も務める。公認会計士、税理士。

びとうこう
 東京大学法学部卒。あさひ銀行を経て、日本リスク・データ・バンクにて融資、信用リスク管理に係るアドバイザリー業務に従事。20年リボーン合同会社設立。公益社団法人日本証券アナリスト協会検定会員。応用情報技術者。

ではない。

3 ここでは詳細には触れないが、中小企業において決算公告の制度が十分に活用されていないことも、この類型の粉飾決算が生じる一因となっているものと考えられる。

4 詳細は、前田順一郎編著『税務行政のDXが変える日本の未来』（金融財政事情研究会）250ページを参照。